

山梨県地球温暖化対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県地球温暖化対策条例（平成20年山梨県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第7号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽熱
- (2) 河川水その他の水を熱源とする熱
- (3) 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱
- (4) 地熱

(特定事業者)

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業所において前年度に使用した燃料の量並びに前年度に他人から供給された熱及び電気の量を、それぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量の数値が1,500キロリットル以上である者とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 当該者が県内に設置している全ての事業所
- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。次条第3項第4号及び第9条において「法」という。）第19条第1項に規定する連鎖化事業者 当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う同項に規定する連鎖化事業の同項に規定する加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所

(排出抑制計画)

第5条 条例第11条第1項又は第3項の規定による排出抑制計画の作成は、排出抑制計画を提出する日の属する年度以降3箇年度（以下この条において「計画期間」という。）を対象とし、温室効果ガス排出抑制計画書（第1号様式）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項又は第3項の規定による排出抑制計画の提出は、温室効果ガス排出抑制計画書を計画期間の初年度の7月末日までに提出することにより行うものとする。
- 3 条例第11条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業者が行う主たる事業
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 計画期間
 - (4) 事業者が法第19条第1項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨
 - (5) その他知事が必要と認める事項
- 4 条例第11条第4項の規定による変更後の排出抑制計画の提出は、温室効果ガス排出抑制計画書により、速やかに行うものとする。
- 5 条例第11条第5項の規定による実施状況の報告は、計画期間の年度ごとに、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書（第2号様式）を翌年度の7月末日までに提出することにより行うものとする。

(条例第11条第5項の規則で定める措置)

第6条 条例第11条第5項の規則で定める措置は、再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用その他の知事が認める措置とする。

(自動車環境計画)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める台数は、次の各号に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める台数(県内に使用の本拠の位置を有する自動車の台数に限る。)とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 30台(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)
 - (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(次号に掲げる事業を除く。) 40台
 - (3) 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業 20台
- 2 条例第14条第1項又は第2項の規定による自動車環境計画書の作成は、自動車環境計画を提出する日の属する年度以降3箇年度(以下この条において「計画期間」という。)を対象とし、自動車環境計画書(第3号様式)により行うものとする。
- 3 条例第14条第1項又は第2項の規定による自動車環境計画の提出は、自動車環境計画書を計画期間の初年度の7月末日までに提出することにより行うものとする。
- 4 条例第14条第3項の規定による変更後の自動車環境計画の提出は、自動車環境計画書により、速やかに行うものとする。
- 5 条例第14条第4項の規定による実施状況の報告は、計画期間の年度ごとに、自動車環境計画実施状況報告書(第4号様式)を翌年度の7月末日までに提出することにより行うものとする。

(特定電気機器等)

第8条 条例第18条第1項の規則で定める電気機器等は、次に掲げる電気機器等とする。

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。次号及び第3号において「施行令」という。)第21条第2号に規定するエアコンディショナー
 - (2) 施行令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機
 - (3) 施行令第21条第10号に掲げる電気冷蔵庫
- 2 条例第18条第1項の規則で定める台数は、前項各号に掲げる電気機器等の区分に応じ、それぞれ5台とする。

(省エネルギー性能の表示等)

第9条 条例第18条第1項の規定による省エネルギー性能に関する情報の表示は、法第86条第1項の規定を実施するため経済産業大臣が定めるエネルギー消費性能(エネルギー消費機器(エネルギーを消費する機械器具をいう。)の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。)の表示の方法により行うものとする。

- 2 条例第18条第1項の規則で定める方法により算定した数値は、法第80条第1号イの経済産業省令で定めるところにより算定した数値とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度におけるこの規則による改正後の山梨県地球温暖化対策条例施行規則(次項において「新規則」という。)第5条第2項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「11月末日」とする。
- 3 新規則第2号様式の規定は、この規則の施行の日以降に提出された排出抑制計画(山梨県地球温暖化対策条例(平成20年山梨県条例第49号)第11条第1項又は第3項に規定する排出抑制計画をいう。以下この項及び次項において同じ。)の実施状況の報告(同条第5項の規定による実施状況の報告をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出された排出抑制計画の実施状況の報告については、なお、従前の例による。
- 4 この規則の施行の日前に提出された排出抑制計画の計画期間(山梨県地球温暖化対策条例施行規則第5条第1項に規定する計画期間をいう。)は、同項の規定にかかわらず、同日の前日に満了するものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、別紙1及び別紙2
のとおり提出します。

別紙 1

事業者が行う主たる事業				
計画期間	_____年度 ~ _____年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針				
基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置	年度	措置の内容		
温室効果ガスの排出の量の抑制目標	区分	基準年度 _____年度	目標年度 _____年度	対基準年度比
	温室効果ガス 排出量 A	t-CO ₂	t-CO ₂	%
	原単位排出量 A / B	t-CO ₂	t-CO ₂	%
	原単位に用いた指標 B			%
	原単位に用いた指標の 設定方法	(指標の単位 : _____)		
電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数	電気事業者の名称			
	基準年度における当該電気事業者の排出係数		t-CO ₂ /kWh	
	排出係数の実績年度		_____年度	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置	条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用 その他 ()			
特記事項				

- 注 1 「温室効果ガスの排出の量の抑制目標」欄の基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 「原単位に用いた指標 B」欄には生産数量、延べ床面積等の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 3 「電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」欄には、電気事業者の名称、基準年度における当該電気事業者の排出係数で県が公表するもの及び排出係数の実績年度を記入すること。
- 4 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から当該措置により抑制した量を減じた量を報告できる措置」欄については、該当するものがある場合には、該当する にレ印を付すこと。
- 5 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。また、この温室効果ガス排出抑制計画を提出する者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨を記入すること。
- 6 温室効果ガス排出抑制計画の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり報告します。

別紙 1

事業者が行う主たる事業				
実施年度		_____年度		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置				
温室効果ガスの排出の量の実績	区分	基準年度 _____年度	目標年度 _____年度	実施年度 _____年度
	温室効果ガス排出量 A	t-CO ₂	t-CO ₂	基準年度の電気の排出係数を使用した場合 t-CO ₂
			対基準年度比 %	対基準年度比 %
	原単位排出量 A / B	t-CO ₂	t-CO ₂	基準年度の電気の排出係数を使用した場合 t-CO ₂
			対基準年度比 %	対基準年度比 %
	原単位に用いた指標 B			
	原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位：_____)		
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証	t-CO ₂	
		再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用	t-CO ₂	
		その他()	t-CO ₂	
差引排出量 A - C		t-CO ₂		
電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数	基準年度	電気事業者の名称		
		基準年度における当該電気事業者の排出係数		t -CO2/kWh
		排出係数の実績年度		_____年度
	報告年度	電気事業者の名称		
		報告年度における当該電気事業者の排出係数		t -CO2/kWh
		排出係数の実績年度		_____年度
摘要				
特記事項				

- 注 1 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、温室効果ガス排出抑制計画書（当該温室効果ガス排出抑制計画を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した数値を転記すること。
- 2 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄には、該当する措置により事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量を記入し、当該措置の内容を証する書類を添付すること。
- 3 「電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」欄には、基準年度及び報告年度の区分ごとに、電気事業者の名称、当該電気事業者の排出係数で県が公表するもの及び排出係数の実績年度を記入すること。
- 4 「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 5 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画書

山梨県地球温暖化対策条例第14条（第1項・第2項・第3項）の規定により、次のとおり提出
します。

計画期間	年度～ 年度		
事業者の種類	山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者 その他の事業者		
自動車の使用台数及び燃料の使用状況	使用台数	台（ 年度 ）	
	燃料の使用状況	種類	使用量
		揮発油	kl
		軽油	kl
		液化石油ガス（LPG）	t
		圧縮天然ガス（CNG）	千m ³
その他（ ）			

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講ずる措置	
上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置	
連絡先	担当者氏名 電話番号

- 注 1 「事業者の種類」欄には、該当する にレ印を付すこと。
- 2 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

実施年度	年度		
事業者の種類	山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者 その他の事業者		
自動車の使用台数及び燃料の使用状況	使用台数	台	
	燃料の使用状況	種類	使用量
		揮発油	kl
		軽油	kl
		液化石油ガス（LPG）	t
		圧縮天然ガス（CNG）	千m ³
その他（ ）			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標の達成状況			

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じた措置	
上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成することができなかった場合の理由	
連絡先	担当者氏名 電話番号

注 「事業者の種類」欄には、該当する にレ印を付すこと。